

信用組合の主なNPO法人向け融資制度

参考資料5

- ・ 各信用組合のHPを参考に作成
- ・ 金利等詳細は各信用組合に問い合わせのこと

信用組合名	ローン名	地域	対象要件等	資金用途	金額	保証条件	金利等	HP・URL
北央信用組合	さっぽろ元気NPOサポートローン	北海道	(1)札幌市内に主たる事務所を有する (2)原則として特定非営利活動促進法に基づく法人格を取得している (3)原則として3年以上の活動実績を有する (4)市税を滞納していない	運転資金、設備資金	500万円以内 (設備資金で有担保の場合は5,000万円以内)	【保証人】 代表者1名以上(その他事業内容によって必要な場合あり) 【担保】 不動産に関する設備資金に関しては必要	固定年2.0% (5年超の設備資金かつ1,000万円超の部分は3.075%)	http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/loan/01_top.html
福島県商工信用組合	ふくしまNPO元気支援ローン	福島	福島県内のNPO法人(ただし、福島県商工信用組合の営業エリア内)	・運転資金、設備資金 ・公的機関より補助金等が得られるまでのつなぎ資金 ・土地、建物の購入資金 *上記以外も、相談可	50万円～300万円まで(10万円単位)	【保証人】 NPO法人の代表理事(理事長)1名	年5%(保証料率を含む)	http://www.utsukushima-npo.jp/npobank/doc/yuushi.pdf

信用組合の主なNPO法人向け融資制度

信用組合名	ローン名	地域	対象要件等	資金使途	金額	保証条件	金利等	HP・URL
真岡信用組合 那須信用組合	栃木県NPO活動 基盤サポート 資金融資制度	栃木	ア 栃木県内に主たる事務所を有すること イ 法人成立後、1年を経過していること ウ 事業の計画を確実に実施することが認められること エ 融資を受けようとする事業が宗教活動及び政治上の活動等に属さないこと オ 融資を受けようとする活動が特定非営利活動促進法に定めるその他の事業にあたる場合、特定非営利活動に係る事業に支障がないこと カ 特定非営利活動促進法に定める所轄庁(栃木県又は権限移譲している市町)への書類の提出を怠っていないこと キ 特定非営利活動促進法第42条に基づく改善命令を受けていないこと(改善命令に基づいて改善がなされている場合を除く) ク 県税を滞納していないこと ケ 法人の活動が公序良俗に反しないものであること コ 銀行取引停止処分を受けていないこと	・運転資金 ・事業拡大資金	・運転資金：300万円以内 ・事業拡大資金：2,000万円以内	取扱金融機関と相談の上、決定。	運転資金：年1.7% 事業拡大資金：年1.9%	http://www.pref.tochigi.lg.jp/c01/life/npo/npo/yuuushi.html
滋賀県信用組合	けんしんNPO 事業サポート ローン	滋賀	特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得し、当組合の営業エリア内に主たる事務所を有し、安定した事業収入があるもしくは事業収入を見込むことができるNPO法人	NPO法人の行う特定非営利活動に係る事業およびその他事業に必要な資金	原則として500万円以内	【保証人】 代表理事1名以上と理事2名以上 【担保】 原則として不要	変動年3.5%～	http://www.shigaken.shinkumi.jp/product_yuuushi_biz.html